

【延滞金の割合一覧表】

期間	延滞金の割合		延滞金特例基準割合※
	納期限の翌日から1か月を経過する日まで (延滞金特例基準割合) + (1.0%)	納期限の翌日から1か月を経過した日以後 (延滞金特例基準割合) + (7.3%)	
平成26年 1月 1日から 平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年 1月 1日から 平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年 1月 1日から 平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年 1月 1日から 令和 2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和 3年 1月 1日から 令和 3年12月31日	2.5%	8.8%	1.5%
令和 4年 1月 1日から 令和 5年12月31日	2.4%	8.7%	1.4%

※延滞金特例基準割合とは、「平均貸付割合」(租税特別措置法第93条第2項の規定により、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合)に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

そのため、延滞金特例基準割合及びそれに基づく延滞金の割合は毎年変動する場合があります。

なお、令和2年12月31日までは名称が「特例基準割合」でしたが、令和3年1月1日からは「延滞金特例基準割合」に名称が変更されました。